

小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画改定委員会設置要綱

〔 令和 5 年 5 月 1 日 〕
〔 5 小都計第 1 8 9 号 〕

(設置)

第 1 条 小牧市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び小牧市立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)の見直しを行うため、小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画改定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しのために必要な事項について調査及び検討し、改定案を作成する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 農林漁業、商工業その他都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の検討において関連が認められる市内の団体に所属する者

(3) 市内に在住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

(4) 愛知県職員

(5) 市長公室長

(6) 建設部長

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の完了の日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員は、会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日をもって、その効力を失う。